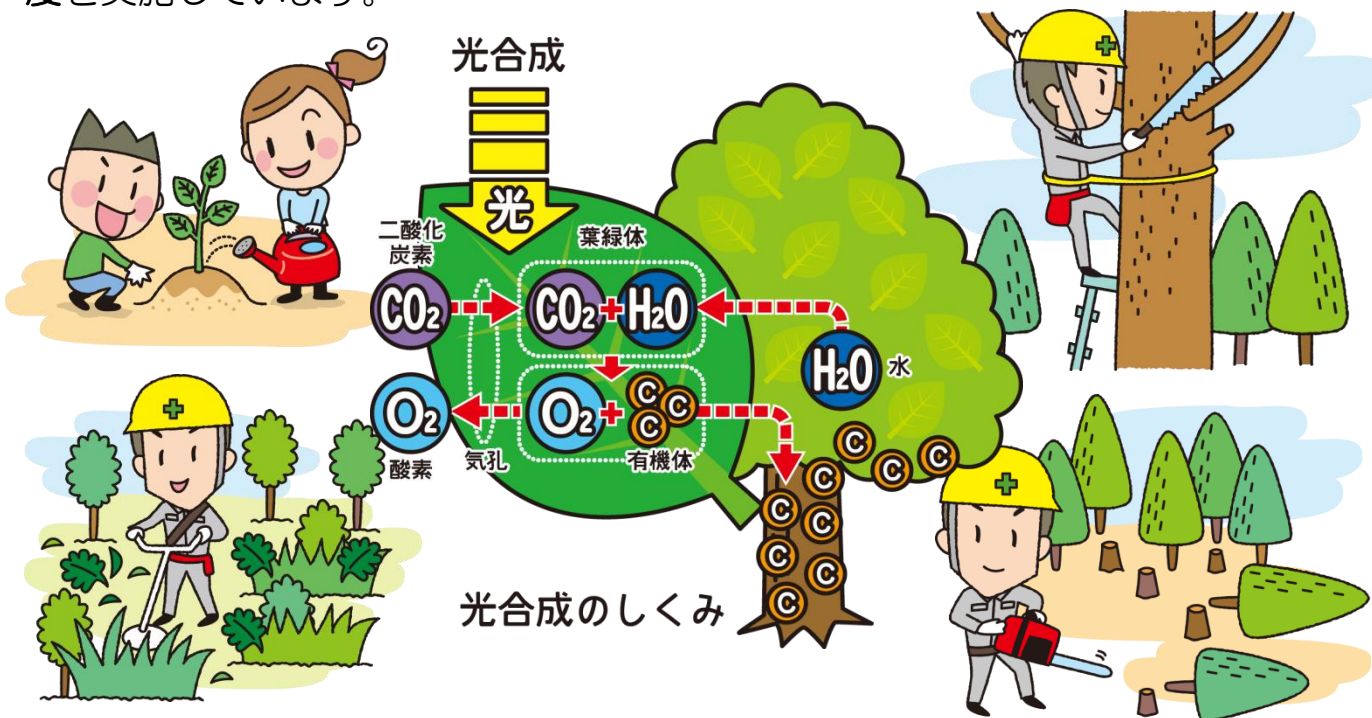


石川の森整備活動 CO₂ 吸収量認証制度

森林は、災害を防ぐとともに良質な水を育み、きれいな空気や安らぎの空間を提供してくれるなど、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

森林整備活動が促進されることにより、森林の機能を高めるとともに地球温暖化防止にも貢献できます。

石川県では、森林整備活動による二酸化炭素の吸収量を数値化し、認証する制度を実施しています。



〇制度の目的

企業や団体などが社会貢献活動として森林整備活動を実施した際に、その活動の社会に対する貢献度を数値化して認証し、森づくり活動を推進すること

〇申請対象者

石川県内で森林整備活動（またはその活動のサポート活動）を実施した企業・団体

〇対象となる活動

植栽、下刈り、除伐、枝打ち、間伐

〇対象となる樹種

スギ、ヒノキ、アテ、マツ、ケヤキ、その他の広葉樹

〇認証までの流れ

- ① 森林整備活動の計画・実施
- ② 県への申請書提出
- ③ 県による審査・算定
- ④ 認証（証書の交付）

◇制度に関する問い合わせ先◇

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県生活環境部温暖化・里山対策室（石川県庁行政庁舎7階）

TEL：076-225-1469 FAX：076-225-1479

この制度は「いしかわ森林環境税」を活用しています。